

第5次総社市子ども読書活動推進計画

～楽しみ よろこび どんどん読書～

令和7年3月

総社市・総社市教育委員会

はじめに

平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」であり、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において読む喜びを育むことができるよう、積極的に環境の整備を推進」しなければならないとあります。

総社市では、「楽しみ よろこび どんどん読書」というテーマのもと、平成17年3月に「総社市子ども読書活動推進計画」(第1次)を策定し、その後5年毎に計画を改定、20年にわたって家庭、地域、学校園、市図書館が中心となり、関係機関や団体と連携しながら一丸となって、創意ある取組を推進してまいりました。

しかし、スマートフォンなどの情報機器の普及に代表される近年の急速なデジタル社会の進展は、子どもを取り巻く読書環境に大きな変化を与え、子どもの「読書離れ」「活字離れ」の傾向を加速させたと言えます。

また、第4次総社市子ども読書活動推進計画の計画期間内において発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、読書活動自体に大きな影を落としました。活動ができない時期があったことから「読書離れ」「活字離れ」の傾向にさらに拍車をかけたと言えます。

このような中で、国が令和5年3月に第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定したことを受けて、総社市では、これまでの取組と成果を検証し、「第5次総社市子ども読書活動推進計画」を策定する運びとなりました。

今後、総社市ではこの推進計画のもと、家庭、地域、学校園、市図書館が一体となって「楽しみ よろこび どんどん読書」をさらに推進し、すべての子どもたちが主体的に読書を楽しみながら、味わい深い本の世界に触れることで、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得するだけでなく、一人ひとりのかけがえのない人生を豊かに生きていくことができるよう働きかけてまいります。

皆様のさらなるご支援とご協力をお願いいたします。

結びに、この推進計画の策定にあたり、ご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

総社市教育委員会
教育長 久山 延司

目 次

はじめに	1
第1章 第5次総社市子ども読書活動推進計画策定にあたっての考え方	
1 計画の策定にあたって	3
2 子どもの読書活動推進の意義	3
3 計画の目標	4
(1) テーマ（基本理念）	
(2) 基本目標	
(3) 数値目標	
4 計画推進の基本的な考え方	5
第2章 子どもの読書活動推進のための方策	
1 家庭・地域における読書活動の推進	6
(1) 第4次計画の成果と現状	
(2) 課題	
(3) 第5次計画の方策	
2 学校園における読書活動の推進	7
(1) 第4次計画の成果と現状	
(2) 課題	
(3) 第5次計画の方策	
3 市図書館における読書活動の推進	9
(1) 第4次計画の成果と現状	
(2) 課題	
(3) 第5次計画の方策	
第3章 資料	
・読書についてのアンケート	12
・子どもの読書活動の推進に関する法律	17
・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	19

第1章第5次総社市子ども読書活動推進計画策定にあたっての考え方

1 計画の策定にあたって

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」という基本理念が示されました。さらに、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、施策の基本的方向と具体的な方策が示されました。

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの「第4次総社市子ども読書活動推進計画」（以下「第4次計画」という。）では、子どもと読書をつなぐために、発達段階に応じた読書活動の推進ができるよう、「協働」をテーマに、家庭・地域・学校園・市図書館等が一体となって取り組んできました。この間、新型コロナウイルスの感染拡大による、各学校園の臨時休業、図書館の臨時休館等は、子どもたちの読書活動に大きな影響を与えました。

総社市ではこの度、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの子ども読書活動の推進の指針となる方策を「第5次子ども読書活動推進計画」（以下「第5次計画」という。）として、第4次計画期間における社会情勢の変化や近年のデジタル化の急速な発展などを考慮し、これまでの取組や成果、課題を整理し、今後5年間の方針を定めます。

2 子どもの読書活動推進の意義

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。

子どもたちは読書を通じて、多くの知識を得たり、多様な価値観や文化への理解を深めたりするとともに、読解力や想像力、思考力を養うことができます。また、読書を通して得た自ら学ぶ楽しさや知る喜びは、探求心や真理を求める態度を培い、こうした資質や能力は、複雑で予測困難な現代において、子どもたちが様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り開いていくための土台となります。

すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書を行うことができるよう、また、適切な時期に適切な本の楽しみに出会えるよう読書活動を推進することは大変意義があると考えます。

3 計画の目標

(1) テーマ（基本理念）

楽しみ よろこび どんどん読書

(2) 基本目標

「多様に変化する社会の中で、自主的に本を読み、読書活動を通じて人生をより豊かに生きる子どもの育成を目指す」

- 1 子どもたちの成長に応じ、読書活動に興味を持つことができるような機会や情報の提供に努め、読書のきっかけづくりや読書習慣の形成と啓発活動をすすめます。
- 2 読書活動は、家庭や地域、学校園、市図書館等が生み出すよりよい環境によって充実することから、相互に連携しながら読書環境の整備をすすめます。
- 3 地域のボランティア団体等との協働により、読書の魅力づくりに努め、子どもたちの読書活動の活性化をすすめます。

(3) 数値目標

総社市では、第4次計画から、不読率の減少について数値目標を掲げ、取組を推進しています。

総社市では、平成16年から5年ごとに、市内の小学校5年生と中学校2年生の全員を対象として読書アンケートを実施してきました。第5次計画では、5年後の不読率を2.6%減少させ、15.0%の数値目標を設定することとします。

【不読率】

	令和6年度	令和11年度
市内小学校5年生 市内中学校2年生	17.6%	15.0%

4 計画推進の基本的な考え方

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、すべての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があります。

第5次計画では、引き続き「協働」をテーマに、家庭・地域、学校園、市図書館等が一体となって取り組みます。

- (1) 家庭・地域における読書活動の推進
- (2) 学校園における読書活動の推進
- (3) 市図書館における読書活動の推進

さらに、令和元年6月に策定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」や、令和4年3月に策定された「岡山県視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（岡山県読書バリアフリー計画）」に基づき、障害の有無に関わらず、誰もが等しく読書に親しむことができるよう、多様なニーズに配慮した読書環境の充実整備に努めます。

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までのおおむね5年間です。事業の推進に当たっては「計画・実施・評価・改善」のサイクルをもって推進することとします。そのためには、概要版を使っての本計画の周知、毎年のアンケート実施等、様々な方法で円滑な推進を目指します。

※子ども

おおむね18歳以下を対象とします。

※学校

小学校、中学校、義務教育学校。

※園

保育所（園）、幼稚園、認定こども園。



第2章 子どもの読書活動推進のための方策

Ⅰ 家庭・地域における読書活動の推進

(1) 第4次計画の成果と現状

各学校園では、ボランティアの協力を得ながら子どもの読書のきっかけとして読み聞かせなどの活動が行われ、子どもたちが本に親しむ時間をつくりだしてきました。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、ボランティア活動が一旦中断されましたが、感染症の位置付けが5類に移行後、少しずつ戻ってきています。

また、家庭によって読書への関心に差があり、読書時間の減少は子どもに限ったことではなく、社会全体でも本離れが進んでいます。

(2) 課題

アンケート結果から5年前よりひと月当たりの読書量が減っている理由として、「ほかにやりたいことがあるから」「読みたい本がない」という理由が多く見られ、読書に対し関心が低いことが伺えます。

家庭・学校・地域が意識して読書に向き合うための方策を講じることが必要です。

また、地域で活動するボランティアについては、人員確保や活動回数の維持が課題となっています。

(3) 第5次計画の方策

①家庭への啓発と環境づくり

・「メディアコントロール」の取組を今後も継続し、学校と家庭が連携しながら読書時間の確保に努めます。

・一人一台端末を使った学校からの「本の紹介」などを行い、本に「ふれる」機会を増やしていきます。

②ボランティア団体の人材育成と連携

・人材不足のため読み聞かせボランティアの活動ができなくなっている団体もあります。学校支援ボランティア制度を有効活用し、地域の人に参加してもらうように努めます。

・市や県の図書館が行っている読み聞かせボランティア向けの研修会や講習会等を積極的に紹介し、参加を促すとともに、人材の育成や資質の向上を目指します。

③身近な場所への図書コーナーの充実と利用の促進

・公民館や放課後児童クラブ（学童保育）等、地域の居場所として子どもや保護者の利用が多い場所への絵本コーナーや図書コーナーの設置に努めます。

2 学校園における読書活動の推進

（１）第４次計画の成果と現状

第４次計画策定後、新型コロナウイルス感染症のため通常の学校園での活動が難しく、制限があるなかで工夫しながら読書活動の取組を推進してきました。

学校では令和３年から一人一台端末（※）を利用する学習が始まり、令和５年から小学校３年生以上の子どもは家庭に持ち帰って学習することが可能になり、端末の活用が欠かせないものになりつつあります。

（２）課題

第５次計画では、第４次計画の課題を精査し、この間でも取り組むことができている課題については引き続き進め、以前よりも減少した活動については、再度取り組んでいけるよう努力することが必要と考えます。

学校を取り巻く環境や学習状況の変化が見られるなか、「本のよさ」を子どもたちが理解するために、教職員一人一人が「総社市子ども読書活動推進計画」の内容を共通理解し読書活動に関心をもって取り組み、子どもたちが自ら読書に取り組める環境づくりや雰囲気づくりを考えていくことが必要です。

（３）第５次計画の方策

① 教職員の意識の向上

- ・「総社市子ども読書活動推進計画」の全教職員への周知・浸透を目指します。また推進計画の概要版を作成し、容易に目標を確認できるようにします。
- ・各学校園及び学校図書館間の情報交換、講座・研修会の実施、県の研修会の参加を通して教職員、特に若手の教職員への選書の支援を行います。
- ・専門的な知識を持った職員を確保するため、学校司書・司書教諭の配置の充実・資質向上のための研修の受講を奨励します。
- ・すべての教職員・保護者・地域ボランティアが協力して読書の推進を図ります。

② 読書の意識付けの推進

- ・乳幼児が様々な体験を通じて、イメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語に親しむ「読み聞かせ」などの活動を積極的に行います。
- ・保護者に対し、読み聞かせや読書の意義・大切さの啓発に努めます。
- ・保護者と協力し、中学校区ごとに「メディアコントロール（※）」の取組を推奨することで、読書時間の確保に努めます。
- ・学校では「朝の読書（朝読）」の取組により、読書の時間として子どもたちにも定着しています。この取組を今後も続け、さらに充実を図りながら不読率の低下に努めます。
- ・多様な子どもたちのために、その発達や興味・関心に添った図書の整備を心掛けます。
- ・支援を必要とする子どもが豊かな読書活動が体験できるよう、また自発的な読書につながるよう支援していきます。
- ・学校種間の接続期に読書から遠ざかる傾向があることから、読書活動の取組を継続できるように学校種間の協力・連携に努めます。

③ 子ども同士で行う読書活動の推進

- ・読書のきっかけづくりとして、子どもが相互に図書の紹介をし、様々な分野の図書に触れる活動を推進するとともに、図書委員等による読書週間の活動を通して本に興味をもち、心に残る本との出会いの機会を作ること努めます。
- ・児童・生徒が下級生や園児に読み聞かせを行う異年齢交流活動を推進し、子どもが絵本や物語に親しむ機会を増やします。

④ 学校図書館の資料の計画的な整備と有効利用

- ・学校生活の中で、開館日・開館時間の確保に努めます。
- ・蔵書の貸出の促進や本を借りることを習慣化させる取組を行います。
- ・学校図書館システムの円滑な運用と各学校間の図書資料の共有、相互利用の促進に努めます。

⑤ 市図書館の図書の有効活用

- ・市図書館との連携・協力体制を強化し、相互貸借の促進を図ります。また自動車文庫の活用にも努めます。

※子ども

おおむね18歳以下を対象とする。

※一人一台端末

一人一台の情報端末を全国の児童生徒に配備することで、学校においても新しい学びの形であるGIGAスクール構想の実現を図るもの。

※メディアコントロール

長時間メディアを利用すると、様々な影響を生じると言われているが、メディアに全く触れずに生活することは困難である。そこで、メディアを適切に利用できる力（メディアコントロール力）を身に付けることが必要である。

3 市図書館における読書活動の推進

（１）第４次計画の成果と現状

図書館では、イベントや研修の開催を通じて子どもの読書活動推進の取組を続けていますが、新型コロナウイルス感染症が拡大した際は、臨時休館や利用制限があり、イベントの中止や人数制限のため今までと同様の活動ができなくなりました。

感染症の位置付けが５類に移行後は、徐々にイベントも復活し、現在ではほぼ制限なくボランティアの方々と協力しながらイベントを行っていますが、今回のアンケート結果から、図書館への子どもの来館が以前より減ってきていることが分かりました。

また、学校では端末を使って授業を行い、スマートフォンも以前よりも身近な存在となり第４次計画の時とは子どもを取り巻く環境が変化してきています。

（２）課題

イベントへの参加者の減少や低年齢化がみられ、演目も年齢を考慮すると限られたものになってしまうことがあります。イベントの内容や期間等も含め、見直していかなくてはなりません。

また、来館したことがないという子どもたちが増えたことから、まず学校園に呼びかけて図書館見学に来て様子を知ってもらうことで来館のきっかけとなるようにします。

さらに、多様な子どもたちに対応した資料を整備し、電子書籍の導入も検討しながら、学校と連携をとっていくことが必要です。

変化していく社会に対応した図書館づくりが求められています。

(3) 第5次計画の方策

① 子ども向け資料(※)の整備

様な子どもたちに、子どもの成長に応じた幅広い資料の収集を心がけ、図書館の読書バリアフリー(※)を進めていきます。

② 学校園への啓発活動

- ・学校園向けに図書館見学を呼びかけ、子どもが図書館に来るきっかけとなるようにします。
- ・市内の高校と連携して、高校生が興味関心を持っている資料を展示し子どもへの読書のきっかけとします。
- ・多目的室等を学習スペースとして開放するなど、来館の機会を増やすことに努めます。

③ 図書館行事の見直しと充実

- ・来館時にいつでも参加でき、参加したくなるようなイベントの企画や季節に応じたフォトスポットの設置等、参加者の低年齢化や減少に対応したイベントを企画していきます。

④ 乳幼児向けの読書活動の取組

- ・「赤ちゃんにおすすめの絵本リスト」や「えほんよんで」の配付を通して、本に触れるきっかけづくりを行うブックスタート事業を、市の関係機関やボランティアと連携しながら今後も進めていきます。

⑤ 読み聞かせボランティア団体の支援と人材育成

- ・読み聞かせボランティア団体の活動を推進するために、資質向上の研修を行い、県立図書館の研修等の情報提供を続けていきます。

⑥ 公民館図書室の充実と自動車文庫の活用

- ・身近な読書活動を行う施設として公民館図書室の機能を充実させ、自動車文庫の巡回や団体貸出により、学校園・放課後児童クラブ等、子どもの身近な場所への図書の整備を行います。

※資料 図書、CD、DVD、ビデオなど

※読書バリアフリー 障がいの有無に関わらず、すべての人の読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律。視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

第3章 資料

- ・読書についてのアンケート（令和6年7月実施）
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律
- ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

読書アンケート(H17、H21、H26、R1、R6との比較)全体

調査対象者

1237 人

市内小学校すべての5年生
市内中学校すべての2年生

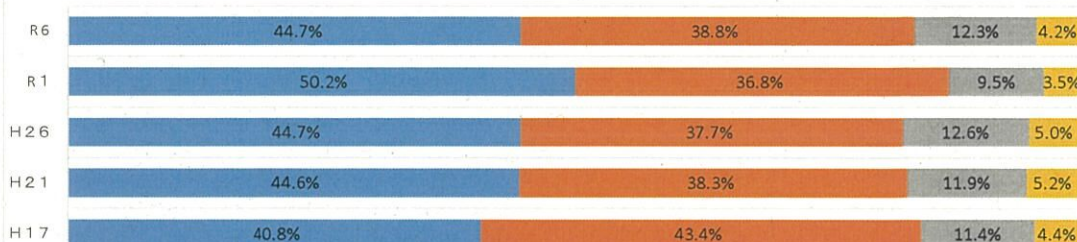
671 人
566 人

問1 あなたは本が好きですか。

	H17	H21	H26	R1	R6
好き	40.8%	44.6%	44.7%	50.2%	44.7%
どちらかといえば好き	43.4%	38.3%	37.7%	36.8%	38.8%
どちらかといえば嫌い	11.4%	11.9%	12.6%	9.5%	12.3%
嫌い	4.4%	5.2%	5.0%	3.5%	4.2%

問1 あなたは本が好きですか。

■好き ■どちらかといえば好き ■どちらかといえば嫌い ■嫌い

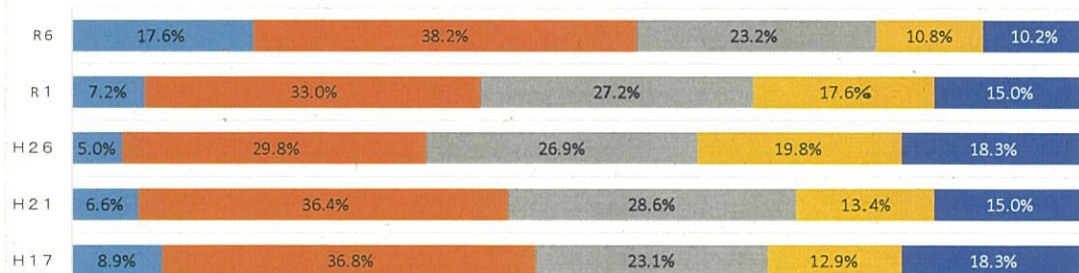


問2 あなたは、1か月にどのくらいの本を読みますか。

	H17	H21	H26	R1	R6
0冊	8.9%	6.6%	5.0%	7.2%	17.6%
1～2冊	36.8%	36.4%	29.8%	33.0%	38.2%
3～5冊	23.1%	28.6%	26.9%	27.2%	23.2%
6～10冊	12.9%	13.4%	19.8%	17.6%	10.8%
11冊以上	18.3%	15.0%	18.3%	15.0%	10.2%

問2 あなたは、1か月にどれくらいの本をよみますか。

■0冊 ■1～2冊 ■3～5冊 ■6～10冊 ■11冊以上



問3 問2で「①読んでいない」と答えた人は、読んでいない理由であてはまると思うものをすべて選んでください。

	H17	H21	H26	R1	R6
本を読むのが嫌い				18.8%	18.7%
勉強や習い事、塾などが忙しくて読む時間がない				16.4%	16.4%
どんな本を読めばいいのかわからない				11.5%	8.8%
ほかにやりたいことがある				32.1%	28.2%
読みたいと思う本が身近にない				15.8%	20.3%
その他				5.4%	7.6%

問3 問2で「①読んでいない」と答えた人は、読んでいない理由であてはまると思うものをすべて選んでください。

■本を読むのが嫌い ■勉強や習い事、塾などが忙しくて読む時間がない
■どんな本を読めばいいのかわからない ■ほかにやりたいことがある
■読みたいと思う本が身近にない ■その他



問4 あなたは学校の図書室や学級文庫から、1か月にどのくらいの本を借りますか。

	H17	H21	H26	R1	R6
0冊	39.3%	32.8%	29.5%	32.9%	37.8%
1～2冊	18.6%	27.8%	20.3%	20.7%	19.6%
3～5冊	18.3%	20.3%	24.1%	25.1%	20.1%
6～10冊	10.3%	7.7%	16.6%	13.5%	15.7%
11冊以上	13.5%	11.4%	9.1%	7.8%	6.8%

問4 あなたは学校の図書室や学級文庫から、1か月にどのくらいの本を借りますか。

■ 0冊 ■ 1～2冊 ■ 3～5冊 ■ 6～10冊 ■ 11冊以上

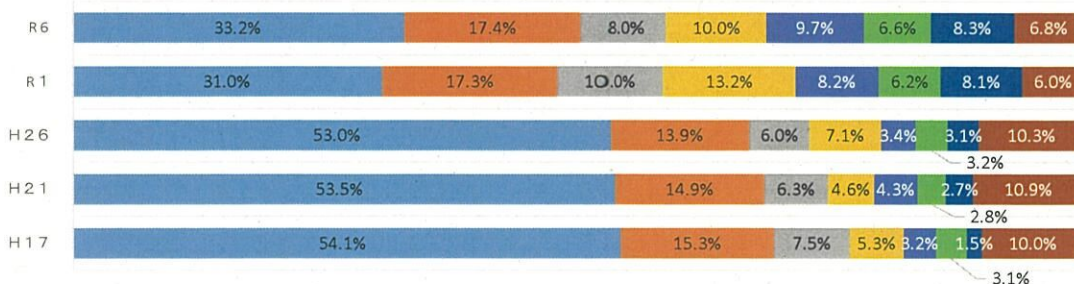


問5 あなたはどんな本が好きですか。あてはまるものをすべて選んでください。

	H17	H21	H26	R1	R6
小説や物語	54.1%	53.5%	53.0%	31.0%	33.2%
趣味・スポーツ	15.3%	14.9%	13.9%	17.3%	17.4%
伝記	7.5%	6.3%	6.0%	10.0%	8.0%
歴史物語	5.3%	4.6%	7.1%	13.2%	10.0%
絵本	3.2%	4.3%	3.4%	8.2%	9.7%
図鑑・辞書	3.1%	2.8%	3.2%	6.2%	6.6%
科学読み物	1.5%	2.7%	3.1%	8.1%	8.3%
その他	10.0%	10.9%	10.3%	6.0%	6.8%

問5 あなたは、どんな本が好きですか。

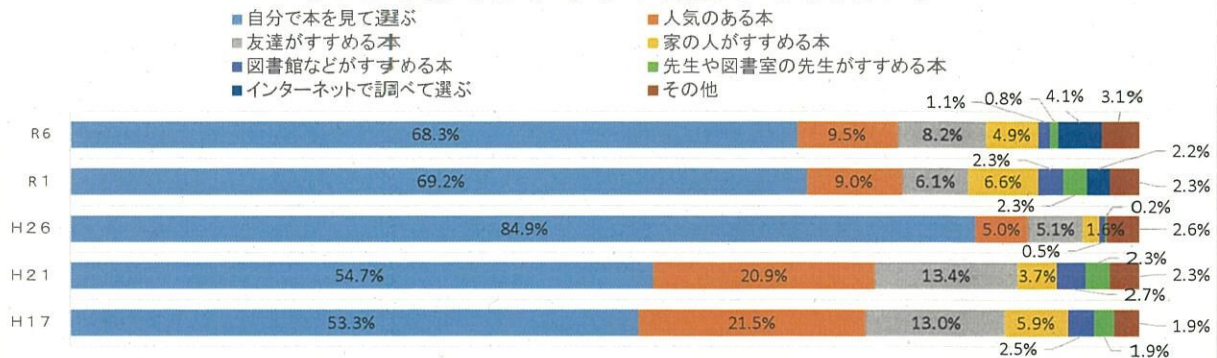
■ 小説や物語 ■ 趣味・スポーツ ■ 伝記 ■ 歴史物語 ■ 絵本 ■ 図鑑・辞書 ■ 科学読み物 ■ その他



問6 あなたはどのようにして本を選んでいきますか。もっともあてはまるものをえらんでください。

	H17	H21	H26	R1	R6
自分で本を見て選ぶ	53.3%	54.7%	84.9%	69.2%	68.3%
人気のある本	21.5%	20.9%	5.0%	9.0%	9.5%
友達がすすめる本	13.0%	13.4%	5.1%	6.1%	8.2%
家の人がすすめる本	5.9%	3.7%	1.6%	6.6%	4.9%
図書館などがすすめる本	2.5%	2.7%	0.5%	2.3%	1.1%
先生や図書館の先生がすすめる本	1.9%	2.3%	0.2%	2.3%	0.8%
インターネットで調べて選ぶ				2.2%	4.1%
その他	1.9%	2.3%	2.6%	2.3%	3.1%

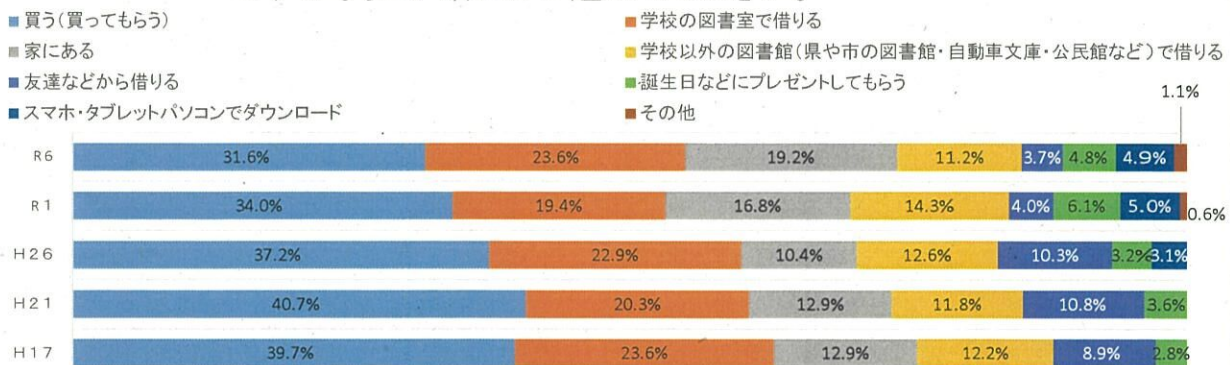
問6 あなたは、どのようにして本を選んでいきますか。
もっともあてはまるものを選んでください。



問7 あなたは、どのようにして本を手に入れることが多いですか。多い順に2つ選んでください。

	H17	H21	H26	R1	R6
買う(買ってもらう)	39.7%	40.7%	37.2%	34.0%	31.6%
学校の図書室で借りる	23.6%	20.3%	22.9%	19.4%	23.6%
家にある	12.9%	12.9%	10.4%	16.8%	19.2%
学校以外の図書館(県や市の図書館・自動車文庫・公民館など)で借りる	12.2%	11.8%	12.6%	14.3%	11.2%
友達などから借りる	8.9%	10.8%	10.3%	4.0%	3.7%
誕生日などにプレゼントしてもらう	2.8%	3.6%	3.2%	6.1%	4.8%
スマホ・タブレットパソコンでダウンロード			3.1%	5.0%	4.9%
その他				0.6%	1.1%

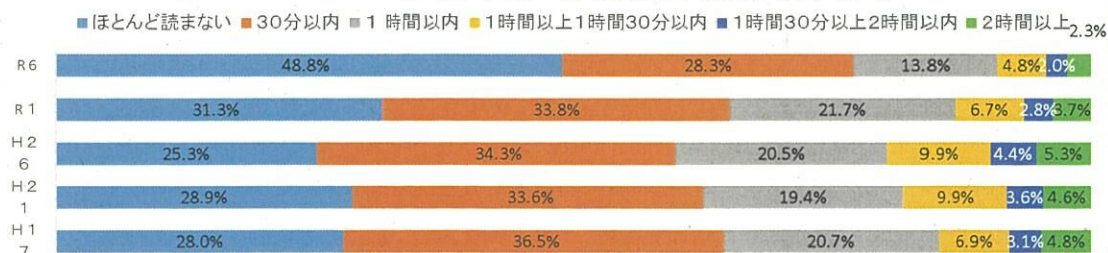
問7 あなたは、どのようにして本を手に入れることが多いですか。多い順に2つ選んでください。



問8 あなたは、家で1日(平均して)どれくらいの時間、本を読みますか。

	H17	H21	H26	R1	R6
ほとんど読まない	28.0%	28.9%	25.3%	31.3%	48.8%
30分以内	36.5%	33.6%	34.3%	33.8%	28.3%
1時間以内	20.7%	19.4%	20.5%	21.7%	13.8%
1時間以上1時間30分以内	6.9%	9.9%	9.9%	6.7%	4.8%
1時間30分以上2時間以内	3.1%	3.6%	4.4%	2.8%	2.0%
2時間以上	4.8%	4.6%	5.3%	3.7%	2.3%

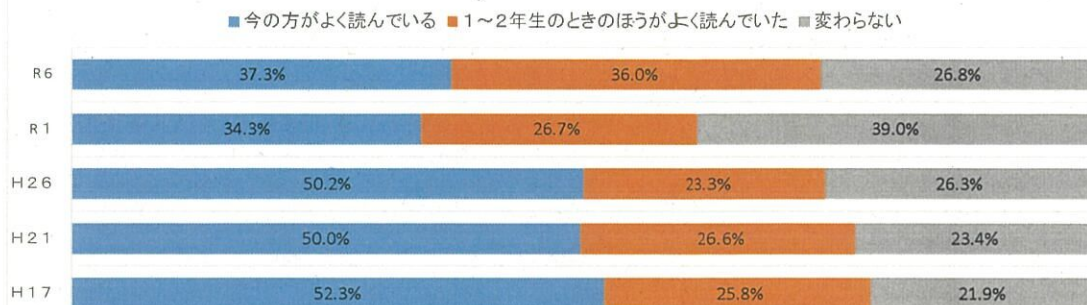
問8 あなたは、家で1日(平均して)どれくらいの時間本を読みますか。



問9 あなたは、小学校1～2年生のときと今では、どちらのほうがよく本をよんでいますか。

	H17	H21	H26	R1	R6
今の方がよく読んでいる	52.3%	50.0%	50.2%	34.3%	37.3%
1～2年生のときのほうがよく読んでいた	25.8%	26.6%	23.3%	26.7%	36.0%
変わらない	21.9%	23.4%	26.3%	39.0%	26.8%

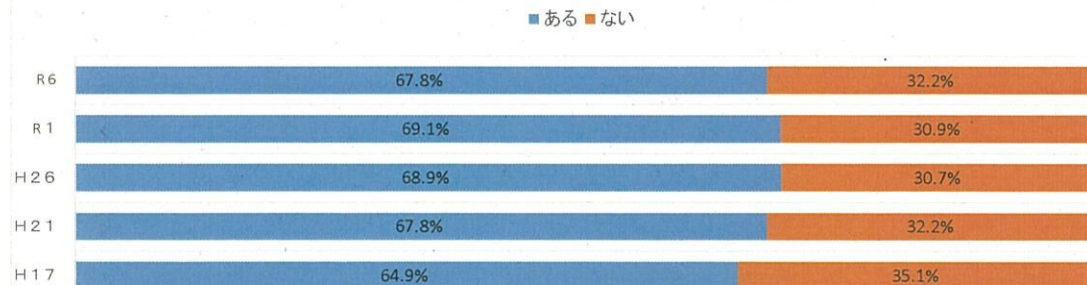
問9 あなたは、小学校1～2年生のときと今では、どちらの方がよく本を読んでいたか。



問10 小学校に入学する前、家で親や大人の人によく本を読んで聞かせてもらいましたか。

	H17	H21	H26	R1	R6
ある	64.9%	67.8%	68.9%	69.1%	67.8%
ない	35.1%	32.2%	30.7%	30.9%	32.2%

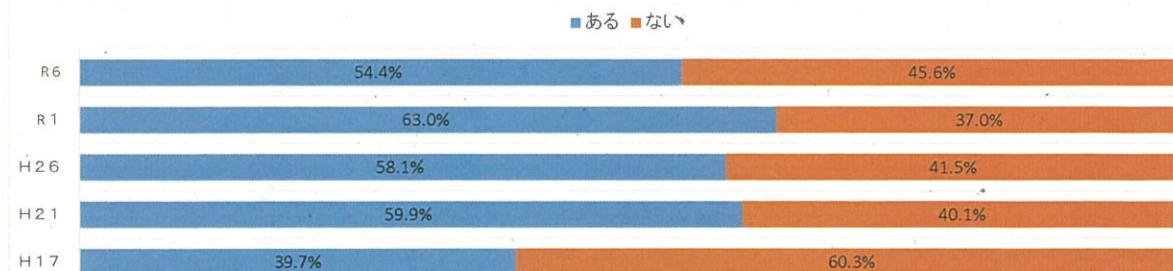
問10 小学校に入学する前、家で親や大人の人によく本を読んで聞かせてもらいましたか。



問11 家の人や学校の先生以外に、本を読んで聞かせてもらったという思い出がありますか。

	H17	H21	H26	R1	R6
ある	39.7%	59.9%	58.1%	63.0%	54.4%
ない	60.3%	40.1%	41.5%	37.0%	45.6%

問11 家の人や学校の先生以外に、本を読んで聞かせてもらったという思い出がありますか。

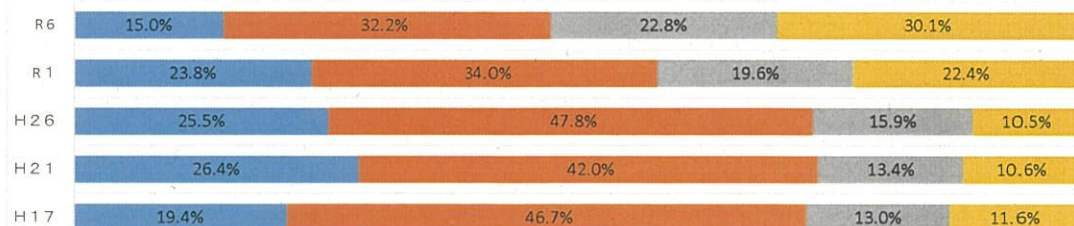


問12 家の人に図書館へつれていってもらったことがありますか。

	H17	H21	H26	R1	R6
よくあった	19.4%	26.4%	25.5%	23.8%	15.0%
ときどきあった	46.7%	42.0%	47.8%	34.0%	32.2%
あまりなかった	13.0%	13.4%	15.9%	19.6%	22.8%
なかった	11.6%	10.6%	10.5%	22.4%	30.1%

問12 家の人に図書館へつれていってもらったことがありますか。

■よくあった ■ときどきあった ■あまりなかった ■なかった

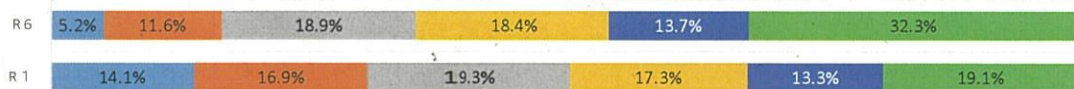


問13 1日(平均して)どれくらいの時間、スマートフォン(タブレット)パソコンを使いますか。

	H17	H21	H26	R1	R6
使わない				14.1%	5.2%
30分以内				16.9%	11.6%
30分～1時間				19.3%	18.9%
1時間～1時間30分				17.3%	18.4%
1時間30分～2時間				13.3%	13.7%
2時間以上				19.1%	32.3%

問13 1日(平均して)どれくらいの時間、スマートフォン(タブレット)パソコンを使いますか。

■使わない ■30分以内 ■30分～1時間 ■1時間～1時間30分 ■1時間30分～2時間 ■2時間以上

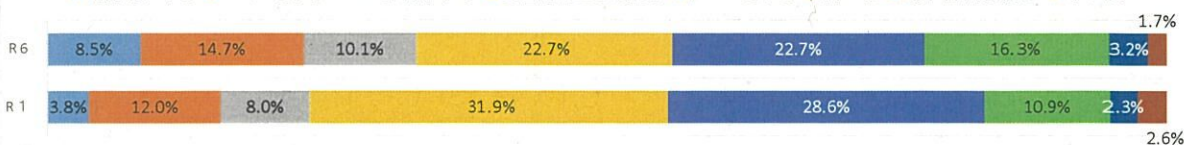


問14 問13で②～⑥を答えた人は、どういうことをするのに使いますか。多い順に2つ選んでください

	H17	H21	H26	R1	R6
電話をかける				3.8%	8.5%
メールをする				12.0%	14.7%
SNSを利用する				8.0%	10.1%
動画を再生して見る				31.9%	22.7%
ゲームをする				28.6%	22.7%
調べる				10.9%	16.3%
電子書籍を読む				2.3%	3.2%
その他				2.6%	1.7%

問14 問13で②～⑥を答えた人は、どういうことをするのに使いますか。多い順に2つ選んでください

■電話をかける ■メールをする ■SNSを利用する ■動画を再生して見る ■ゲームをする ■調べる ■電子書籍を読む ■その他



子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年六月二十八日法律第四十九号)

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、そ

の地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る

電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第5次総社市子ども読書活動推進計画

令和7年3月

発 行

総社市・総社市教育委員会

問い合わせ先

総社市文化スポーツ部生涯学習課

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号

電話 0866-92-8362